

平成29年第1回隠岐の島町議会臨時会会議録

招集年月日 平成29年 2月 6日
招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場
開会(開議) 平成29年 2月 6日(月) 9時 30分 宣告

会議録署名議員の氏名 6番 平田文夫 議員 7番 齋藤幸廣 議員

1. 出席議員

1番 西尾 幸太郎	6番 平田 文夫	12番 米澤 壽重
2番 池田 賢治	7番 齋藤 幸廣	13番 遠藤 義光
3番 安部 大助	9番 齋藤 昭一	14番 池田 信博
4番 石橋 雄一	10番 石田 茂春	15番 福田 晃
5番 前田 芳樹	11番 高宮 陽一	16番 安部 和子

1. 欠席議員

8番 小野 昌士

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 池田 高世偉	定住対策課長 鳥井 登
副町長 大庭 孝久	農林水産課長 佐々木 千明
教育長 村尾 秀信	上下水道課長 田中 秀喜
総務課長 八幡 哲	建設課長 山崎 龍一
会計管理者 池田 賢一	大規模事業課長 河北 尚夫
企画財政課長 渡部 誠	総務学校教育課長 池田 茂良
税務課長 藤木 正英	生涯学習課長 中林 眞
町民課長 名越 玲子	五箇支所長補佐 金坂 賢一
福祉課長 長田 栄	都万支所長 春木 茂正
保健課長 平田 芳春	布施支所長 大上 一郎
環境課長 藤川 芳人	企画財政課長補佐 石田 寛弥
観光課長 吉田 隆	総務課長補佐 野津 千秋

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一 事務局長補佐 田中順子

1. 町長提出議案の題目

議 第1号 平成28年度隠岐の島町一般会計補正予算（第4号）

議 第2号 隠岐の島町役場の位置を変更する条例

議 第3号 隠岐の島町空家等対策協議会設置条例

議 第4号 工事請負変更契約の締結について〔隠岐ポートプラザ空調改修工事（2期工事）〕

1. 議長発議

予算特別委員会の設置について

議事の経過

○議長（高宮陽一）

ただ今から、平成29年第1回隠岐の島町議会臨時会を開会いたします。

（開議宣告 9時30分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第125条の規定により6番：平田文夫 議員、
7番：齋藤幸廣 議員を指名します。

日 程 第 2. 会期決定の件

「会期決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日にしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日1日に決定いたしました。

日 程 第 3. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第1号「平成28年度隠岐の島町一般会計補正予算(第4号)」から議第4号「工事請負変更契約の締結について〔隠岐ポートプラザ空調改修(2期工事)〕」までの4件を一括して議題とします。

日 程 第 4. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました4議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

○番外（町長 池田 高世偉）

おはようございます。

本日、提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

まず、議第1号の「平成28年度隠岐の島町一般会計補正予算(第4号)」につきましては、繰越明許費の設定でございます。

「第1表繰越明許費」のとおり、「庁舎整備事業」におきまして、翌年度に繰り越して実施する必要が生じたので、4,200万円を計上するものであります。

次に、議第2号の「隠岐の島町役場の位置を変更する条例」についてであります。現庁舎の耐震性の不足、老朽化、分散化、防災拠点としての安全性強化の必要性などの喫緊の課題を解決する目的で、役場新庁舎の移転整備を行うため、地方自治法第4条第1項の規定により、制定するものであります。

議第3号の「隠岐の島町空家等対策協議会設置条例」についてであります。空家等対策の推進に関する特別措置法の規程に基づきまして、隠岐の島町空家等対策協議会を設置する必要がありますので、制定するものであります。

次に、議第4号の「工事請負変更契約の締結について〔隠岐ポートプラザ空調改修工事(2期工事)〕」についてであります。現場精査の結果、重油焚ボイラーの接続する給湯管の劣化が著しかったため、重油焚ボイラーの更新に併せ、給湯管を更新する必要が生じました。

また、3期工事において更新を予定していた天井カセット型エアコン1基について、本工事施工中に故障したため、改修時期を前倒しして施工する必要が生じたので、工事請負変更契約を締結いたしたく議決を求めるものであります。

以上、4件の議案につきましてご説明申し上げますが、何とぞ慎重ご審議の上、適切な

ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高宮陽一）

以上で、「提案理由の説明」を終ります。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時35分）

（全員協議会開会宣告 9時35分）

○議長（高宮陽一）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 9時40分）

日 程 第 5. 質 疑

「質疑」を行います。

始めに、議第1号「平成28年度隠岐の島町一般会計補正予算（第4号）」について、質疑はございませんか。

（「なし」の声を確認）

次に、議第2号「隠岐の島町役場の位置を変更する条例」について、質疑はございませんか。

（「なし」の声を確認）

次に、議第3号「隠岐の島町空家等対策協議会設置条例」について、質疑はございませんか。

6番：平田文夫議員

○6番（平田文夫）

これは、庁内で議論したのか、していないのかお伺いしたい。

○番外（建設課長 山崎龍一）

設置条例に関する議論といたしましては、庁内の中ではしておりません。関係課との協議等々は行っております。

○6番（平田文夫）

今回の設置、これは協議会の設置条例だが、今まで民・民の問題だったわけです。それを行政が介入していく、そのなかで要するに26年の特措法ですが、27年の第1回に島根県では知夫村が取組むと報告しています。28年の第2回で隠岐の島町がそれを提出してきた、これは国交省が毎年特措法の施行状況を調査しているわけです、その回収率は100%。その民

間に介入する行政はいかなる手続きもしないといけない。協議会で議論したものが最終的には強制執行までいくわけですから。協議会の委員に対して個人情報というものが議論されるわけですから。一番大事な「守秘義務」というのが抜けている。

そして、なぜ建設課が所管になったかということの説明してもらいたい。それは個人財産に関わる、本来なら隠岐の島町の中では企画財政課が取組むべきだと私は思っているわけです。

この二点をお伺いしたい。

○番外（ 建設課長 山 崎 龍 一 ）

まず、第一点目の「守秘義務」ということにつきましては、先ほど申しました「特別措置法」の中にも当然謳ってあります。

個人情報を扱う上で、そういった大事な情報漏えい等々の危険性をはらんだものというこでの取組みを行っていくようにという内容になっておりまして、当然、委員の方にもそういったことでのお願いをしていくというふうになろうかと思えます。

また、そのために個人の財産情報、個人情報等々も当然調査の対象となってきますので、そういったことへの取組みの仕方等々もこちらの方に列記してあります。そういったところは十分といたしますか、対処しながら行っていく予定をしております。

また、建設課がなぜ所管になったかということですが、この主な内容が危険防止、危険空家等々の対策が主になろうかと思っています。今、空家等の対策については建設課の方で行っております。

先ほど、議員さんが申しましたように空家等についても民間の方の財産を取り壊す、あるいは対処していく上でどういった方法をとということで、国の方からもいろいろな通達をいただいております。そういったことを中心に取り組んでおりますが、更に先ほど言われました「強制代執行」等も含めて今後の対応となってきますので、こういった協議会を設けて更にそういった検討を進めていくということで取組みを行っていきたいと思っております。

○6番（ 平 田 文 夫 ）

だったら、「守秘義務」をなぜ条例に載せないのですか。一番大事なことじゃないですか、そうでしょう。これを義務化することによって、これは辞めてからもこの協議会の皆さんはそういうことを漏らしてはならないということにつながるのではないですか。

それと、所管が建設課、それは危険物に対して。危険な空家に対して建設課ならそれでいいですよ。最終的には空家対策として町が利用する、民間が利用する場合に、それを町が行

うということは、要するに“主な事業”じゃないですか。そこら辺のところをちゃんと説明してください。

なぜ、「守秘義務」を載せないのですか、これは義務付けることが求められているわけですから。そのことをちゃんと条例に載せて、委員をあなた方が選んで委員がそれを遵守するということにつながるのではないですか。そこら辺どうですか。

○番外（ 建設課長 山 崎 龍 一 ）

「守秘義務」につきましては、特別措置法の方で謳ってありますので今回の協議会の設置条例の方で改めて謳っていない内容となっております。

それから、危険空家についてのことはOK だが利用の方は、ということだと思います。当然、有効利用していくことが非常に大切な主要内容のひとつでもありますので、そういったことについては関係各課と十分な協議、あるいは内容での打ち合わせ情報の交換等も行っていくということで、対応していきたいと思っております。

○6番（ 平 田 文 夫 ）

全庁的な議論をしたかと私が聞いた時に、「関係課とした。」と言っていますが、私は全庁的な議論にはなっていないと思ったわけです。

ここに資料がある、あなたが何を言ってもそれは通じない。「守秘義務」というのは、これは計画から委員を選んで要綱まで全網羅している、その中にちゃんとあるわけですよ。

まず、この中の守秘義務、第5条に謳われているわけです。「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」と、何であなた方はこういう研究をしないのか。「特措法の中に謳ってある。」と言っても委員は分からないよ。ちゃんと謳って、隠岐の島町というのは絶対に個人情報漏らさないという取組みをすべきではないですか。

あなた方も条例を設置するに当たってちゃんと調べて、議論すべきじゃないですか。空家等判定委員会設置要綱、いろんな要綱が出てくるわけでしょう。だから、整備をしてちゃんと定めて提案してくるべきじゃないですか。「特措法に謳われているから。」じゃないですよ、隠岐の島町がどうするかという問題なんです。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

議員のおっしゃるとおり大事な部分でございます。ただ、隠岐の島町はどうかという点でございますが、隠岐の島町についてもこの個人情報についてはきちんと遵守すべき、しかしながら今回の設置条例におきましては、当然ながら「特別措置法」の中にきちんと謳われている。これについては、委員をお願いする時また会議の中で当然、「特措法」についても

配付、説明をさせていただきますし、委員を委嘱するときに、きちんとその点は十分理解を得るような形でお話をしたいと思っております。

また、担当部署の問題ですが、現在も危険防止という点も含めてですが、現場を持つなかで建設課を担当とさせておりますが、定住対策課・企画財政課、全て関係各課と連携を取りながら空家については利活用を図っておりますので、今後も「空家対策協議会」設置につきましては、建設課を担当部署として推進していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○6番（平田文夫）

この中の問題じゃないんですよ。住民の皆さんがそれを確認して、今後、協力していくかどうかじゃないですか。住民の皆さんに「特措法」がこうなっているからと説明するのですか。

行政というのは、主役は、住民のためにやっている。そのためには、住民の皆さんがそういうことを知り得て、協力をしていくということにつながっていくのではないですか。

特措法、特措法と言ったって、住民の皆さん分からないじゃないですか。しっかりとした隠岐の島町の空家対策協議会をつくるのだったら、住民の皆さんが「知る」ということが大事ではないですか、そこら辺はどうですか。

○番外（建設課長 山崎 龍一）

その点に関しましては、議員仰せのとおりだと思います。十分、住民の皆さまにも周知していく。あるいはそういった情報等も調査・研究していきますので、安心していただけるようになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○6番（平田文夫）

じゃあこの条例をちょっと見直したらいいじゃないですか、なぜそう固持するんですか。地方創生というのは職員の意識を変えてくださいということを行っているじゃないですか。ちゃんと調べて取組んで、町長まで上がるまえに。要するに、指摘されたらそういう調査をしてやるべきじゃないですか。

いちいち住民の皆さんに、条例がこうなりましたどうのじゃない。普段からネット、ネットと言うじゃないですか。ネットで調べた時にもそういったことに不信を抱く住民の皆さんが必ず出てきますよ。自分の財産に介入してくるわけですから、しっかりしたものを設置してやるべきではないか。そこら辺のことを、あなたはこれを見直す気はないわけですか。

○番外（建設課長 山崎 龍一）

守秘義務に関してのことを言われているとっておりますけれども、それにつきましては先ほども言いましたけれども、上位法で謳われておりますので当然のことだと思っております。必要に応じてそういった理解の方は求めていきますけど、この条例でここで謳っていくのがどうかと私は今思っております。

○6番（平田文夫）

あなたは隠岐の島町が作った条例が正しいと思っている。調査しなさいと私は言っている、他の町村の設置条例を見てくださいよ、ちゃんと謳われている。これは空家に対して全部網羅されているわけだから、そのことを何であなたは固持するわけ。

○番外（建設課長 山崎 龍一）

この後、要綱等の設置も当然出てきます。その中で今後守秘義務に関しましても、そういった項目等々の勉強をさせていただきたいと思っております。

○6番（平田文夫）

行政というのは住民が主役なんです。住民の皆さんが理解できるよう努めてほしいし、隠岐の島町そのものがこれから地方創生にしっかり取組んでいく、地方創生というのは取組まないと、住民が不幸せになるんだということが言われているわけでしょう。そういうことは皆さん知ってるじゃないですか。

しっかりと取組んでやっていくためにも、あなた方ももうちょっと意識を変えてほしい。これ以上言ってもなんですが、どこかの時点で見直すべきだと。条例というのは住民の皆さんのためにつくるわけですから。住民の皆さんが理解できるような条例にすべき、今後成り行きをみたいと思いますので、これ以上申し上げません。

○議長（高宮陽一）

他にありませんか。

1番：西尾幸太郎議員

○1番（西尾幸太郎）

先ほどの平田議員の質問の中で、この条例に関しては、特定空家の問題が主となるから建設課の方で担当しているという説明がありましたが、特定空家に関する対策に関しては、必要最低限の項目かと思っていて、それ以外のところの空家対策をこの協議会がどの程度担っていくのかというところの考えを聞かせていただけたらと思います。

○番外（建設課長 山崎 龍一）

この協議会の主な内容といたしましては、まず空家等の調査、定住が2、3年前ですか調査

を行い約900軒以上の空き家があるという状況は分かっております。その中で、そういった空家にどういった対策が必要なのか、どういった利用ができるのかということが今後の課題となってくると思っております。

利用の方でいいますと定住で今行っているようなこと、また福祉とかでこういった空家が使いたい等々あるかと思っておりますので、そういったところの情報交換をしながら空家の位置付けをしていくような形になろうかと思っております。

その次に出てきますのが、先ほども言いました「特定空家」を主にした“危険な空家対策”になってこようかと。こういった状況、悪い云々ということが分かりますと、そういった通知、あるいは必要に応じて対策をしてくださいというような内容等々も含めて、住民の方にお知らせしていく、お願いしていく。その最終的な結果として、「特定空家」としてどういった対策もとっていただけないところには「強制代執行」といいますか、最終的な手段としてはそうなるかと思っておりますが、そういったことまで踏み込んだ検討をしていくというふうなことになろうかと思っております。

○1番（西尾 幸太郎）

課長の言われたように「特定空家」にならないように、今ある空家をどのように活用していくのか、あるいは持ち主の方が処分に向けて検討していくのかというところを是非、この協議会の中で徹底的に議論していただきたい。

「特措法」で謳ったから協議会を設置しなければいけないとって設置して、後はどういう方針で協議会を進めていくのかというのが宙ぶらりんにならないように、是非この協議会が活用されるように進めていっていただきたいと思っております。

○議長（高宮 陽一）

他にございませんか。

（「なし」の声を確認）

最後に、議第4号「工事請負変更契約の締結について〔隠岐ポートプラザ空調改修工事（2期工事）〕について、質疑はございませんか。

（「なし」の声を確認）

以上で、「質疑」を終ります。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 10時03分）

（全員協議会開会宣告 10時03分）

○議長（高宮陽一）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 10時08分）

日 程 第 6. 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の、議第1号「平成28年度隠岐の島町一般会計補正予算（第4号）」から議第4号「工事請負変更契約の締結について〔隠岐ポートプラザ空調改修工事（2期工事）〕」までの4件を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声を確認）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声を確認）

「賛成討論なし」と認めます。

他に討論はありませんか。

（「なし」の声を確認）

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 7. 採 決

「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

町長提出議案の議第1号「平成28年度隠岐の島町一般会計補正予算（第4号）」を採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

したがって、議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議第3号「隠岐の島町空家等対策協議会設置条例」から議第4号「工事請負変更契約の締結について〔隠岐ポートプラザ空調改修工事（2期工事）〕」までの2件について採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

起立「多数」であります。

したがって、議第3号及び議第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議第2号「隠岐の島町役場の位置を変更する条例」を採決いたします。

この議案は、地方自治法第4条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の同意が必要となる、特別多数議決となります。

この採決は、記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議 場 閉 鎖)

ただ今の出席議員は、議長を含め15名です。

立会人を指名します。

隠岐の島町会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番：平田文夫議員、7番：齋藤幸廣議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。

本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載を願います。○×は無効となります。また、記名を忘れずをお願いします。

(投票用紙の配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声を確認)

「配付漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

「異状なし」と認めます。

ただ今から、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票をお願いします。

(局長が議席番号及び氏名の点呼)

(全 員 投 票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声を確認)

「投票漏れなし」と認めます。

以上で、投票を終ります。

ただ今から、開票を行います。

6番：平田議員、7番：齋藤議員、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

開票の結果を報告します。

投票総数 15 票、うち有効投票 15 票、無効投票 0 票、有効投票のうち賛成票 15 票、反対 0 票。

以上のとおり、賛成が出席議員の3分の2以上であります。

よって、議第2号は原案のとおり「可決」することに決定しました。

賛成者

1番：西尾 幸太郎 賛成	2番：池田 賢治 賛成	3番：安部 大助 賛成
4番：石橋 雄一 賛成	5番：前田 芳樹 賛成	6番：平田 文夫 賛成
7番：齋藤 幸廣 賛成	9番：齋藤 昭一 賛成	10番：石田 茂春 賛成
12番：米澤 壽重 賛成	13番：遠藤 義光 賛成	14番：池田 信博 賛成
15番：福田 晃 賛成	16番：安部 和子 賛成	11番：高宮 陽一 賛成

議場の閉鎖を解きます。

(議 場 開 鎖)

以上で「採決」を終ります。

日 程 第 8. 予算特別委員会の設置について

「予算特別委員会の設置について」を議題とします。

お諮りします。

隠岐の島町委員会条例第5条の規定によりまして、予算に関する調査・研究について15人の委員をもって構成する特別委員会「予算特別委員会」を設置し、これに付託の上、調査することとし、調査期間は調査終了までとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

ご異議ありませんので、予算特別委員会を設置し、これに付託して継続調査とすることに決定いたしました。

それでは、委員会を開催していただき、正副委員長の選任をお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

(本会議休憩宣告 10時18分)

○議長(高宮陽一)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 10時23分)

正副委員長の報告をお願いします。

代表者をお願いします。

15番:安部和子 議員

○15番(安部和子)

予算特別委員会委員長に池田信博議員、副委員長に齋藤幸廣議員・安部大助議員といたします。

○議長(高宮陽一)

ただ今、報告がありましたように予算特別委員会委員長に14番:池田信博議員、副委員長3番:安部大助議員、7番:齋藤幸廣議員に決定いたしましたので、よろしくお願いをいたします。

以上で、本臨時会に提出されました議案は、全て議了いたしました。

本日はこれをもって散会し、平成29年第1回隠岐の島町議会臨時会を閉会します。

(閉会宣告 10時24分)

以下余白